

# 「特例子会社設立等助成金」のご案内

## 障がい者を多数正規雇用する 事業所の設置に助成します！

### 助成の要件

- 1 特例子会社を県内に設立するため、**1,500万円以上の設備投資等**を行う場合に助成します。
- 2 企業内障がい者多数雇用施設を県内に設置するため、**1,500万円以上の設備投資等**を行う場合に助成します。
- 3 特例子会社も企業内障がい者多数雇用施設も、**新たに5人以上の障がい者を正規雇用**し、そのうち重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%であることが条件です。

### 助成金支給額

#### 特例子会社

**最大3,000万円助成**

親会社の企業規模	設置・整備に要した費用	新規正規雇用 障害者数	助成金支給額(千円)			
			事業開始日から 6か月後	事業開始日から 1年6か月後	事業開始日から 2年6か月後	合計
中小企業	150万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500
	300万円以上	10人以上	10,000	5,000	5,000	20,000
	450万円以上	15人以上	15,000	7,500	7,500	30,000
大企業	150万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500
	300万円以上	10人以上	7,500	3,750	3,750	15,000
	450万円以上	15人以上	11,250	5,625	5,625	22,500

※本助成金においては

#### 企業障がい者多数雇用施設

**750万円助成**

設置・整備に要した費用	新規正規雇用 障害者数	助成金支給額(千円)			
		事業開始日から 6か月後	事業開始日から 1年6か月後	事業開始日から 2年6か月後	合計
150万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500

※ただし、国の中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金(設置・設備に要した経費の3,000万円以上)が活用できる場合は、国の事業を活用してください。

### ■特例子会社■

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者雇用率の算定において親会社の1事業所とみなされる会社



### ■企業内障がい者多数雇用施設■

重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を多数雇用する施設



### 申請手続き

本助成金を受けるためには、予め(概ね事業開始予定日の6ヶ月前までに)事業計画の認定を受ける必要があります。認定手続き要項や制度詳細については、ホームページをご覧ください。

#### 【申請・問い合わせ先】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部 雇用人材局 就業支援課  
TEL0857-26-7693 FAX0857-26-8169 Email: shugyou-shien@pref.tottori.jp